平成２９年（フ）第３８７号
岡山県玉野市八浜町見石1609番地35　ヴァーガンディー201号室、旧住所岡山県玉野市八浜町八浜1361番地４　ジョイファミリー八浜Ｂ号棟102
債務者　川邊　清己
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１６号
岡山県玉野市木目61番地
債務者　赤須まゆみ（旧姓三上）
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９０号
長崎県佐世保市東山町30番５号　東山ハイツ202号、前住所岡山県倉敷市中畝４丁目６番15号　レオパレスＤＲＥＡＭⅡ―105
債務者　辻　　健一
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第９６号
長崎県佐世保市原分町331番地２、前住所長崎県佐世保市花園町６番31号
債務者　永山ほなみ（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第２０８７号
横浜市金沢区西柴２丁目30番５号
債務者　飛内ふみ子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２１５８号
横浜市神奈川区片倉１丁目17番311―105号
債務者　園曽　　薫
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２２７号
横浜市港北区篠原東１丁目２番８号　ジュンティール妙蓮寺201号
債務者　出口　祐子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３０１号
横浜市保土ケ谷区権太坂３丁目９番１―510号
債務者　桃山孝太郎
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３４４号
横浜市神奈川区西神奈川１丁目14番地11　ハイツ月山202号
債務者　後藤　和男
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３４７号
神奈川県大和市福田1841番地　リハイム103号
債務者　岩垣　佳代
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１０１号
東京都青梅市河辺町５丁目13番地の５シャルマンファミーユ東京406
債務者　中村　雅子
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７４１号
東京都三鷹市上連雀４丁目２番６号メゾン102―202
債務者　藤本　昇太
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９２２号
東京都調布市国領町６丁目11番地７国領ハイツ201
債務者　峯　　朱美
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１０４２号
東京都町田市図師町84番地77
債務者　西脇眞由美
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１３８号
東京都国立市泉３丁目14番地の23リバーガーデン101
債務者　酒井みずき（旧姓金子）
1　決定年月日時　平成29年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部